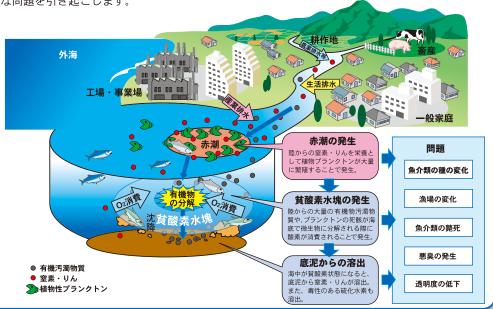
## 閉鎖性海域の水環境保全

#### ■閉鎖性海域の水環境問題

内湾、内海等の閉鎖性海域では、人間の社会経済活動に伴う窒素・りん等の栄養塩類の流入により、いわゆる富栄養化の状態になり、プランクトン等の増殖により赤潮などの現象が見られます。また、大量に増殖したプランクトンの死骸や、有機汚濁物質等が分解時に水中の酸素を消費することにより、貧酸素水塊が発生します。これらは、漁業被害をはじめ、様々な問題を引き起こします。



#### ■閉鎖性海域の富栄養化対策 窒素・りん排水基準に係る海域 閉鎖性海域における富栄養化の防止を図るため、 海域名 番号 県名 海域名 番号 県名 海域名 一定以上の閉鎖性を有する海域に、窒素及びりん 61 佐賀+長崎 伊万里湾 北海道 加茂湖 の排水規制を実施しています。 能取湖 長崎湾 北海道 七尾湾 コムケ湖 敦賀湾 矢代湾 大村湾 佐世保湾 風蓮湖 5 北海道 6 北海道 7 北海道 サロマ湖 世久見湾 横湾 志々伎湾 厚岸湾 小浜湾 8 北海道 9 北海道 厚岸湖 野付湾 内浦湾 郷ノ浦 半城湾 10 青森 伊勢湾尾鷲湾 70 長崎 71 長崎 72 長崎 防虫溶 内海 宮古湾 大奶湾湾 賀田湾 洋菜湾 八代海 新鹿湾 坐石油 五ケ所道 神前酒 越喜李容 屋東湾 革虚波 山田湾 名瀬港 阿蘇海及び宮津道 松島湾 久美浜湾 80 廃児島 焼内湾 81 鹿児島 82 鹿児島 久慈湾及び篠川 瀬戸内海 田辺湾仙崎湾 維際空 薩川湾 84 麻児鳥 鮫ノ浦湾 深川湾 三浦湾 笠利湾 金武湾 志津川湾 油谷湾 松川浦 浦戸湾 小名浜港 **与联票**·查

#### ■水質総量規制制度とその仕組み

特に人口や産業が密集した地域から、閉鎖性海域 に排水が流入する場合、水質の悪化が著しいこと から、排水口での濃度規制だけではなく、閉鎖性 海域に流入する負荷量全体の規制をする水質総量 規制が必要です。

# 濃度規制 本部本 連度だけで判断 海度だけで判断 本語の最終 本語の最終 本語の最終 本語の最終 本語の表 本

# 



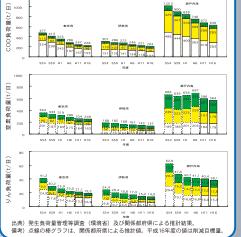


◆排水濃度×排水量の摂制

◆農業、畜産農業

◆一般家庭 等





14

◆浄化槽の整備

◆処理の高度化

#### ■瀬戸内海の環境保全

瀬戸内海は我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また国民にとって 貴重な漁業資源の宝庫として、後代の国民に承継すべきものであることに鑑み、瀬戸内海環境保全特別 措置法に基づき、水質総量規制の他、様々な環境保全の施策の取組が進められています。



風光明媚な瀬戸内海の島々



瀬戸内海環境保全特別措置法 適用範囲





マイワシの海風墨

スナメリの親子

#### 特定施設の設置規制

瀬戸内海ではその特殊性に鑑み、特定施設は 設置許可制となっており、設置等の許可申請 に際しては環境影響の事前評価が義務付けら れています。

海域			閉鎖性海域			その他
			瀬戸内海	東京湾・ 伊勢湾	その他の 閉鎖性海域	海域
排	健康項目		0	0	0	0
排水基準	生活環 境項目	COD等	0	0	0	0
		Ν·Ρ	0	0	0	-
総量	規制(COD、	N·P)	0	0	-	-
特定	施設設置等の	り手続	許可	届出	届出	届出

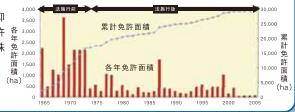
#### 自然海浜の保全等

市民が利用することができる貴重な自然海浜 を保全するため、瀬戸内海環境保全特別措置 法に基づき、関係府県が条例により、瀬戸内 海の海浜地及びこれに面する海面を自然海浜 保全地区として指定しています。



#### 埋立て等についての特別の配慮

環境の悪化を防止するため、埋立ては厳に抑 制すべきであることから、公有水面埋立免許 各 3,000 の許可および承認については瀬戸内海の特殊 兔 性に十分配慮することとなっています。



#### ■有明海・八代海の再生

有明海・八代海は、貴重な自然環境と水産資源の宝庫ですが、赤潮の多発、貧酸素水塊の発生などの環 境悪化、漁業生産量の減少が生じています。このため、「有明海及び八代海を再生するための特別措置 に関する法律」に基づき、有明海・八代海を再生させるための諸施策を進めています。

#### 有明海・八代海の位置



### ノリ 全国の約4割を 生産している。

#### アサリ

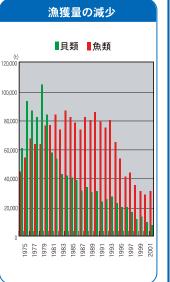


1977年(昭和52年)に 65,000tの漁獲があったが、 その後2,000t程度に減少。 最近は漁獲管理により増

#### タイラギ



大きな扇形の二枚貝で、 泥の底にとがった方を 下にして直立。「貝柱」 は刺身、「わた」はポン 酢で食べる。漁獲量の 減少から現在は高級貝 となっている。



#### 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の概要

◆指定地域の指定(3条)

◆有明海・八代海の再生に関する基本方針(4条)



◆有明海・八代海再生に関する県計画 (5条)



- ◆国の助成(8~10条) 補助割合の特例
- ◆地方債への配慮(11条)
- ◆資金の確保等(12条)
- ◆ 総合調査評価委員会(24条~25条) 法律の見直しに関し、国・県の調査結果に基づく 有明海・八代海の再生の評価
- ◆国、県による事業実施(6条)
- ◆再牛措置(13条~17条、19条) 水質保全 、漂流物除去、河川流況の調整、 森林保全、水産種苗放流、酸処理剤の適正使用
- ◆調査研究の実施と体制整備(18条)
- ◆漁業者の救済措置(22条)
- ◆知識の普及(23条)

◆ 法律の施行の日から5年以内に、法律の施行状況、各種調査の結果を踏まえ、必要な見直しを行う。(附則3項) (注1) 主務大臣は、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣。 (注2) 関係県は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県。 公布・施行年月日:平成14年11月29日